



2006年4月1日
号外 4月号
(江東区版)
プレス民主編集部
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1
電話03-3595-9988(代表)
press@dpj.or.jp
http://www.dpj.or.jp

お問い合わせは
川北直人 白河事務所
〒135-0021 江東区議会新生クラブ
江東区白河3-9-12 田辺ビル102号
TEL. 03-5639-0170
FAX. 03-5639-1050
Email:7010@naoto-k.com
http://naoto-k.com



かわきた なおと
川北 直人
民主党 江東区議会議員

～さわやかな新しい力を江東区へ～

区政レポート (vol. 13 平成18年第1回定例会)

略歴

- ★前衆議院議員 あずま祥三 元秘書
- ★2003年4月 区議会選挙 初当選
(3,392票 第1位)
- ★民主党東京都第15区総支部副幹事長

議会

- 新生クラブ 政策調査会 会長
- 厚生委員会 委員
- 防災・まちづくり対策特別委員会 委員
- 防災会議 委員

自治権拡充運動の再興

《ご挨拶》

皆様、こんにちは。
平成18年度がスタート致しました。
区議会では2月22日より平成18年
第1回定例会が開催、予算審査特別委
員会における平成18年度予算案集中
審議が行われ、総額1274億円の一般
会計、同871億円の特別会計(健保、
老健、介護)が可決されました。

《予算審査特別委員会にて》

予算審査では、平成12年より都区間
で協議が進められていた「特別区財政
調整制度の積み残し5課題」が事実上、
妥結する事となった結果を受けて、今
後の23区側の東京都に対する自治権
拡充に向けた取り組み方について、私の考
え方を明示しました。

《自治権拡充運動の軌跡》

特別23区は、平成10年改正、同12
年4月実施の地方自治法により、首都
東京の基礎的な地方公共団体として
明確化されました。この事は、「地方自
治」という概念が日本政治の中で始め
て日の目を浴びる事となった戦後憲法
下で、区長公選や課税権限の制定など
を規定し、「市」と同等の権能を得る事
となった昭和22年自治法制定以来、
区長公選制の廃止(昭和27年改正)や
福祉事務所の事務委譲(同39年改正)
、区長公選復活や人事権確立(同4
9年改正)など、紆余曲折しながら辿り
着いた特別区自治権拡充運動の集大
成であり、地方分権社会への舵が取ら
れたはずでした。

あるべき分権社会を求めて

《平成12年からの都区協議の結果》

しかしながら平成12年改正法実施
当時、都区間に積み残された5課題都
区間の役割分担と財源配分、制度改正
による配分割合の変更、未配分の清掃
関連経費、学校改革の財源措置、都市
計画税の配分)を平成17年度までに
解決させる予定であった都区協議で
は、平成18年度財調交付金とは別に、
23区全体で200億円の特別交付金
という根拠・理念のない「見せ金」によっ
て妥結し、懸案であった課題については
何ら解決への方向性を共有する事な
く、事実上の先送りとなりました。

この都区協議において明らかとなっ
た事は、依然として23区を内部団体
視する都行政の体質と、石原東京都知
事が23区に自治権を拡充させること
に対して否定的な考え方を有している
事であり、特別区が戦後一貫して求め
てきた大都市東京における都と区の役
割と責任を明確にし、政治行政を住民
の最も身近に引き寄せる自治権拡充
運動に逆行する事と指摘したいと思っ
ます。

《自治権拡充運動の再興に向けて》

その上で、新たに設置される都区の
あり方を検討する共同機関において
は、協議開始前に、東京都から委譲さ
れるべき事務・権限・財源について、また
区同士の利害を超えて23区再編への
主体的な取り組みも含めて、今こそ改め
て、23区長・議会が共通認識を持つ事
の必要性を追究しなければならぬ事
を訴えました。

区政まるつかみ情報版 ～平成18年度予算より～

●介護保険料の改定について●

第3期介護保険料の改定が行われました。制度そのものが持続不可能となりつつある中、国会では「消費税の目的税化」等がようやく議論されようとしておりますが、ひとまず横に置いて、第3期の介護保険料についてご報告。(40歳以上の全江東区民が対象です)第2期(平成15年～17年度)では所得状況に応じて4段階に設定されていた保険料金が、7段階にまで細分化され、加えて税制改正による負担増を考慮し、7億円の基金を取崩して激変緩和措置を2年間(平成18年～19年度)行います。詳しくは区ホームページをご覧ください。

《所得段階》

《所得段階》	《保険料額(月額)》
第一段階 (生活保護・老齢年金受給かつ世帯非課税)	… 1,900円
第二段階 (世帯非課税かつ合計所得と課税年金収入が合計80万円以下)	… 2,470円
第三段階 (世帯非課税かつ合計所得と課税年金収入が合計80万円以上)	… 2,850円
第四段階 (本人住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる)	… 3,800円
第五段階 (所得金額200万円未満の住民税課税者)	… 4,750円
第六段階 (所得金額200万円以上500万円未満の住民税課税者)	… 5,700円
第七段階 (所得金額500万円以上の住民税課税者)	… 6,080円

●放置自転車の土日祝日撤去開始へ●

区では、自転車の適正利用と良好で安全な歩行空間の確保に向けて平日に限り撤去活動を行って参りましたが、平成18年度より全放置禁止区域による、土日祝日撤去をスタートさせます。併せて日祝日にも自転車保管場所を開放し、引き取り率の向上も目指します。

●子どもの医療費助成拡大へ●

子どもの病気やけがで医療機関を受診した際、保険診療にかかる自己負担分の医療費を助成します。対象と実施時期は以下の通りです。
 ☆中学3年生までの入院費:平成18年4月より
 ☆小学3年生までの医療費:平成19年1月より

●防災センター開設へ●

より高度な災害対策本部運営を確立し、新たな災害情報・通信システムの活用を図ります。また災害時に密接な関係が必要とされる防災課・道路課・交通対策課・情報システム課が庁舎として利用します。災害時避難行動についての紹介コーナーや地震体験車なども備えています。

●木造住宅の耐震診断&改修費助成●

昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の無料診断と精密診断、改修の一部助成
 ☆耐震一次診断(簡易診断)の費用全額
 ☆簡易診断で改修必要とされた建築物は耐震二次診断費用の一部助成(上限10万円)
 耐震改修工事費用の1/2助成(上限50万円)

川北直人後援会連絡所

《白河連絡所》

〒135-0021 江東区白河3-9-12 田辺ビル102号
 TEL. 03(5639)0170
 Fax . 03(5639)1050

《扇橋連絡所》

〒135-0011 江東区扇橋2-21-1-3F
 TEL. 03(3699)7744
 Fax . 03(3699)7722

なおと

Email:7010@naoto-k.com

Http://www.naoto-k.com

区政相談その他

24時間受付中です。

川北直人後援会からのお願い

- 街頭でのビラ配り(ボランティア)
- ポスター掲示場所のご提供
- 後援会へのご入会

お一人でも多くの方々に参加して頂き、共に政治活動を行って行きたいと思っております。

お問い合わせは、川北直人事務所まで